

小規模事業者向けの補助金の公募がスタートします

独立行政法人中小企業基盤整備機構 令和元年度補正予算

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

商工会等の助言を受けて経営計画を作成し、計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し50万円を上限に補助（補助率：2/3）します

通年で受付を行い、約4か月ごとに受付を締め切って、受付回ごとに審査・採択を行います。

☆複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は50万円～1000万円です。*連携する小規模事業者数により異なります。

☆法人設立日が2020年1月1日以降である会社等、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主などは、上限が100万円になる制度もあります。

☆計画の作成や事業実施の際、商工会の指導・助言が受けられますので、お問い合わせ下さい。

【対象となる取り組みの例】

- ・新商品を陳列するための棚の購入
 - ・新たな販促用チラシの作成、送付
 - ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
 - ・新たな販促品の調達、配布
 - ・ネット販売システムの構築
 - ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
 - ・国内外での商品PRイベントの実施
 - ・商品パッケージ（包装）のデザイン改良
 - ・新商品の開発にあたって必要な図書の購入
 - ・新たな販促用チラシのポスティング
 - ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
 - ・新商品の開発 ・新商品開発に伴う成分分析の依頼
 - ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）
- ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可

年3回の受付
ご活用下さい



〈 お問い合わせ先 〉

朝日村商工会：担当者 副統括経営支援員 宮川晃一

電話：0263-99-2551

FAX：0263-99-3573

【概要】

※詳細は必ず公募要領等でご確認をお願いします（詳しくは商工会へご相談下さい）。

◆補助対象者

小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条準用]

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員数	5人以下
商業・サービス業の内宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数	20人以下

その他、要綱の(2)～(8)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者

◆対象となる事業

- ・持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取り組みや売上拡大の取り組みを支援する事業
- ・販路開拓とあわせて行う業務効率化(生産性向上)の取り組みを行う事業
- ・商工会の支援を受けながら取り組む事業

※開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も補助対象となります

◆補助対象経費

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費
- ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費⑬外注費

※補助対象外の経費かどうかの判断が難しいので事前にご相談ください。

◆補助率・補助額

- ・補助率：補助対象経費の2/3以内
- ・補助額上限：50万円（産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者については上限100万円）

※複数の事業者が連携する場合、上限は50万円～1000万円です。

※商工会会員、非会員を問わず応募可能です。

◆手続きの期限等

◇申請受付開始	令和3年 3月13日（金）～
◇ <u>朝日村商工会への相談 及び支援計画書作成依頼の締切</u>	第5回受付締切：令和3年 5月25日（火） 第6回受付締切： " 9月21日（火） 第7回受付締切：令和4年 1月25日（火）
◇郵送受付締切(当日消印有効)	第5回受付締切：令和3年 6月 4日（金） 第6回受付締切： " 10月 1日（金） 第7回受付締切：令和4年 2月 4日（金）